

軽費老人ホーム ケアハウス「ぽぷら」

重要事項説明書

当施設はご契約者に対して、軽費老人ホームのサービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容及び契約上ご注意いただきたいことを、

次のとおり説明します。

◇ ◆目次◆ ◇

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 基本方針
4. 利用要件
5. 居室の概要
6. 職員の配置状況
7. 当施設が提供するサービス
8. 緊急時の対応及び夜間の管理体制
9. 協力医療機関
10. 非常災害時対応
11. 高齢者虐待の防止
12. ご利用料金
13. 月中入居・月中退居
14. ご利用料金のお支払方法について
15. 特別なサービスに対する費用
16. 相談窓口、苦情対応
17. 個人情報の取り扱いについて
18. 契約の終了

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 みのり
(2) 法人所在地 滋賀県草津市上笠1丁目1番22号
(3) 電話番号 077-563-0030
(4) 代表者氏名 理事長 奈良 譽夫
(5) 設立年月日 昭和52年2月

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 軽費老人ホーム（ケアハウス）
(2) 目的 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例に基づき、高齢者に対し適切なサービスを提供することを目的とする。
(3) 施設の名称 ケアハウス ぽぷら
(4) 施設の所在地 滋賀県草津市上笠1丁目1番22号
(5) 電話番号 077-563-0036
(6) 代表者氏名 施設長 小澤 直子
(7) 当施設の運営理念
「自然な暮らしの継続」
(8) 開設年月日 平成16年7月1日
(9) 入所定員 26人

3. 基本方針

入居者の生活支援に当たり、「入居者が安心して各自自立したシルバーライフを楽しむことのできる環境づくり」を目指し、心身共に健やかに生活ができるよう支援します。

4. 入所要件

- (1) 年齢が60歳以上の方。ただし、その配偶者、三親等以内の親族その他特別な事情により当該者とともに入居することが必要と認められる方については、この限りではありません。
(2) 身体機能の低下により、自立した生活を営むことについて不安があると認められる方で、家族による援助をうけるのが困難な方。

5. 居室の概要

当施設では、3つのユニット型の生活単位を構成しています。利用される居室はすべて個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
居室	26室	全室個室（トイレ・ミニキッチン・洗面台完備）
食堂	1室	
談話・集会室	2室	

面談室	1室	
浴室	4室	2人用 2か所 ユニットバス 2か所
宿直室	1室	
調理室	1室	

6. 職員の配置状況

当施設の職員体制は次のとおりです。

職種	配置数	備考
施設長	1名	兼務
生活相談員	1名	兼務
介護職員	1名以上	
栄養士	1名	兼務
調理員	1名以上	兼務
事務員	1名	
宿直員	1名	

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
施設長	8：30～17：30
生活相談員	8：30～17：30
介護職員	早出 6：45～15：45 日勤 8：30～17：30 遅出 10：00～19：30
栄養士	8：30～17：30
事務員	8：30～17：30
宿直員	17：30～8：30

7. 当施設が提供するサービス

(1) 各種生活相談及び助言

入居者からの生活全般の各種相談に対応させていただくとともに、適正な助言等に努めさせていただきます。また、必要に応じて各種サービス等との十分な連携を図り、その有効な利用について、積極的な支援を行います。

(2) 食事の提供

- ・入居者に対して毎日、栄養士の献立による栄養バランス及び、高齢者の健康を考慮した食事を3食提供します。
- ・食事時間については、下記時間を目安とし、ご契約者の生活リズムを考慮します。

朝食：7：15～9：15 昼食：11：45～13：45 夕食：17：45～19：45

- ・食事が不要の場合は、前日 12：00（正午）までに届けを出して下さい。食材料費相当を返金させていただきます。
- ・医師の指示により、療養食が必要である場合、利用者が希望すれば療養食を提供させていただきます。

（3）入浴

- ・毎日入浴できます。
- ・13：00～17：00 の間にお入りください。（安全のため、19：30～翌 12：00 は施設させていただきます）時間外のご使用については、職員にご相談ください。
- ・浴室は、各ユニットにあります。
- ・準備、掃除は職員が行います。

（4）緊急時の対応

- ・入居者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず 24 時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができます。19：30 以降は宿直員が対応させていただきます。
- ・緊急連絡先をお知らせいただき、緊急時には、速やかにご連絡させていただきます。

（5）在宅福祉サービス等の利用相談及び援助

- ・入居者が個別の日常生活上の援助、及び介護を要する状態になった場合は、外部の在宅福祉サービスが利用できるよう、連絡等の迅速な対応を行います。
- ・入居者が、生活に困窮を生じた場合には、医療機関の連絡、家族との調整等、所要の対応を図るとともに、関連諸制度、諸施策の活用についても、迅速適切な配慮を行います。

（6）健康管理

- ・ご自身の健康管理はご本人の責任で行っていただきます。
- ・入居者の定期健康診断は、年 1 回以上行い、健康の保持に努めます。
- ・月 1 回以上、体重測定・バイタル測定を行い、大きな変化があればご本人、家族様にお知らせいたします。
- ・感染症（インフルエンザなど）の症状で集団生活に支障のある時には自室で過ごしていただきます。また、このような体調不良時においても、介護等必要な場合も外部の在宅サービスやご家族の対応をしていただきます。

（7）レクリエーション

- ・入居者の生活を生き生きと実りあるものとするため適宜レクリエーションを企画します。
- ・レクリエーションに係る費用については、実費をご負担いただく場合があります。
- ・入居者が企画するレクリエーションに対し、ケアハウスは必要に応じて協力します

8. 緊急時の対応及び夜間の管理体制

入居者の緊急時に対応するため、夜間宿直を置きます。また、非常通報装置や全館一斉放送設備の活用により、緊急時の連絡が速やかに行われるよう努めます。

9. 協力医療機関

原則として、緊急時に受診を依頼する協力病院は次のとおりです。

医療機関の名称	所在地	電話番号
滋賀県立総合病院	守山市守山 5-4-30	077-582-5031
社会医療法人 草津総合病院	草津市矢橋町 1660	077-563-8866
しもがさベリー歯科クリニック	草津市下笠町 75-7	077-568-3819

10. 非常災害時対応

当施設では、非常災害に備えるために、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を策定し、定期的に避難、救出等の訓練を行います。

11. 高齢者虐待の防止

- ・入居者の人権擁護、虐待の防止等のために必要な措置を講じます。
- ・研修等を通じて、職員の人権意識の向上、知識の向上、技術の向上に努めます。

12. ご利用料金

収入別事務費負担金表					
	必要経費控除後の対象収入区分	事務費	生活費	管理費	合計
1	1,500,000 円以下	10,000	46,940	18,721	¥75,661
2	1,500,001 円 ~ 1,600,000 円	13,000			¥78,661
3	1,600,001 円 ~ 1,700,000 円	16,000			¥81,661
4	1,700,001 円 ~ 1,800,000 円	19,000			¥84,661
5	1,800,001 円 ~ 1,900,000 円	22,000			¥87,661
6	1,900,001 円 ~ 2,000,000 円	25,000			¥90,661
7	2,000,001 円 ~ 2,100,000 円	30,000			¥95,661
8	2,100,001 円 ~ 2,200,000 円	35,000			¥100,661
9	2,200,001 円 ~ 2,300,000 円	40,000			¥105,661
10	2,300,001 円 ~ 2,400,000 円	45,000			¥110,661
11	2,400,001 円 ~ 2,500,000 円	50,000			¥115,661
12	2,500,001 円 ~ 2,600,000 円	57,000			¥122,661
13	2,600,001 円 ~ 2,700,000 円	64,000			¥129,661
14	2,700,001 円 ~ 2,800,000 円	71,000			¥136,661

15	2,800,001円 ~ 2,900,000円	78,000		¥143,661
16	2,900,001円 ~ 3,000,000円	85,000		¥150,661
17	3,000,001円 ~ 3,100,000円	88,600		¥154,261
18	3,100,001円以上	88,600		¥154,261

☆入居時一時金として200,000円をお預かりいたします。

☆この表における対象収入とは、前年の収入から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

☆冬期加算として11月～3月2,150円が加算されます。

☆事務費、生活費は、県基準額のため、改正されることがあります。

☆各居室でお使いになった電気、水道等の使用料は別途個人宛に請求いたします。

☆療養食は1食につき70円が加算されます。

13. 月中入居・月中退居

- (1) 月中入居となる場合その月の利用料は、日割り計算を行い徴収いたします。
(食費は除きます)
- (2) 月中退居となる場合その月の利用料は、日割り計算を行い徴収いたします。

14. ご利用料金のお支払方法について

(1) ご利用料金の請求

ご利用料金は、1か月ごとに計算させていただきます(末日締め)ので、翌20日までに以下の方法でお支払ください。

※ 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：都市銀行・地方銀行・信託銀行・信用金庫・労働金庫・および郵便局

(2) 領収書の発行

施設は入居者からご利用料金の支払いを受けた時は、領収書を発行します。

15. 特別な援助サービスに対する費用

ケアハウスでは、以下のようなサービスをご希望の入居者に有料で提供しています。

サービスの種類	時間帯	金額
買い物サービス	10:30～15:00	¥500/30分
居室までの送り膳	朝食・昼食・夕食	¥150/1回
電球の取り換えサービス	8:30～17:30	¥400/1回
エアコンフィルター清掃	10:30～15:00	¥500/1回
緊急時の対応(救急車同行)	5:01～21:59	¥1,500/60分
緊急時の対応(救急車同行)	22:00～5:00	¥2,500/60分
外出同行サービス	10:30～15:00	¥1,000/60分
金庫預かり		¥1,000/月
駐輪場使用料(自転車)		¥1,000/月

駐輪場使用料（バイク）		¥2,000/月
駐輪場使用料（セニアカー）		¥3,000/月
駐車場使用料		¥4,000/月
事務代行サービス	10：30～15：00	¥500/30分
倉庫預かり		¥300/月
居室内の備品修理・発注		実費
領収書再発行等の文書料		¥2,000/1通

16. 相談窓口・苦情対応

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

施設長 小澤 直子

生活相談員 伊藤 聡子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9：00～17：00

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

滋賀県医療福祉推進課	大津市京町4丁目1番1号 電話番号 (077) 528-3523
滋賀県国民健康保険団体連合会	大津市京町4丁目3番28号 電話番号 (077) 522-0065

17. 個人情報の取扱いについて

ご契約者等から頂いた個人情報については、個人情報保護規定に基づき、その取扱い及び、保管については細心の注意を行うものとします。また、個人情報については、以下の場合を除き第三者への提供または開示は行いません。

(1) ご利用者及び契約者等の同意があった場合

(2) 法令に基づき、公的機関からの開示請求があった場合。

18. 契約の終了

(1) ご自分の都合で退所される時は、1か月前までに届け出てください。

(2) 次のような場合には退去していただくことがあります。

① 不正または偽りの届け出などにより入居していた場合。

② 正当な理由なくして利用料などを滞納した場合。

③ 他の入居者の迷惑をかける等、共同生活に不適當な場合。

④ 日常生活が自立できず、介助が必要になった場合。

(例：共有スペースにて車いすを常時使用する場合・食事の為に食堂まで来られない場合 等)

⑤ 金銭管理、その他施設の利用について、自分の判断ができなくなった場合。

⑥ その他入居契約に違反した場合。

(3) 病気療養等で3ヶ月以上居室を不在とする場合は、協議の上検討いたします。

(4) 死亡したときは居室荷物の搬出日を以って契約終了とします。

(5) 残留物について

入居契約が終了した後、当施設に残された契約者の所持品（残置物）はご契約者自身でお引き取りください。引っ越しに係る費用は、ご契約者又は保証人にご負担いただきます。